廃 止

指定給水装置工事事業者 休止 届出書

　　　　　　　　　　再 開

島田市長

　　年　　月　　日

届　出　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 廃止

水道法第25条の７の規定に基づき、給水装置工事の事業の　休止　の届出をします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 再開

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 住所又は所在地 |  |
|  |  |
| （廃止・休止・再開）の年月日 |  |  |
| （廃止・休止・再開）の 理 由 |  |